町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す る条例

上記の議案を提出する。

平成30年(2018年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年10月町 田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「附則第3条」を「附則第4項」に改め、同条第2号 中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し く困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき は、前項第2号の規定を適用しないことができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行 う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小 規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第16条第2項に次の1号を加える。
- (4)保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、

当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「第22条第4号」を「第22条第5号」に改め、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)」を付し、附則第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改正前

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 略

 $2\sim4$ 略

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 略

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育 事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」 という。)を除く。以下この条、次条第1項、 第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 第2項及び第5項、第16条並びに第17条 第1項から第3項まで並びに附則第4項にお いて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が 適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業 者等による保育の提供の終了後も満3歳以上 の児童に対して必要な教育(教育基本法(平 成18年法律第120号)第6条第1項に規 定する法律に定める学校において行われる教 育をいう。第3号において同じ。) 又は保育 が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項 に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認 定こども園(以下「連携施設」という。)を 適切に確保しなければならない。ただし、連 携施設の確保が著しく困難であると市が認め る地域において家庭的保育事業等(居宅訪問 型保育事業を除く。第16条第2項第3号に おいて同じ。)を行う家庭的保育事業者等に ついては、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 略

 $2\sim4$ 略

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業 を行う場所を除く。次項、次条第2号、第1 4条第2項及び第3項、第15条第1項並び に第16条第1項において同じ。)には、法 に定めるそれぞれの事業の目的を達成するた めに必要な設備を設けなければならない。

6 略

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育 事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」 という。)を除く。以下この条、次条第1項、 第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 第2項及び第5項、第16条並びに第17条 第1項から第3項まで並びに附則第3条にお いて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が 適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業 者等による保育の提供の終了後も満3歳以上 の児童に対して必要な教育(教育基本法(平 成18年法律第120号)第6条第1項に規 定する法律に定める学校において行われる教 育をいう。第3号において同じ。) 又は保育 が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項 に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認 定こども園(以下「連携施設」という。)を 適切に確保しなければならない。ただし、連 携施設の確保が著しく困難であると市が認め る地域において家庭的保育事業等(居宅訪問 型保育事業を除く。第16条第2項第3号に おいて同じ。)を行う家庭的保育事業者等に ついては、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該

改正前

家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう<u>。以下この条において同じ</u>。)を提供すること。

(3) 略

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保 育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難 であると認める場合であって、次に掲げる要 件の全てを満たすと認めるときは、前項第2 号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の 本来の業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に 掲げる事項に係る連携協力を行う者として適 切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの 施設とする。 家庭的保育事業者等に代わって提供する保 育をいう。)を提供すること。

(3) 略

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの 施設とする。 $(1) \sim (3)$ 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等か ら調理業務を受託している事業者のうち、 当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨 を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理 業務を適切に遂行できる能力を有するとと もに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並 びに健康状態に応じた食事の提供や、アレ ルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養 素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数 及び時機に適切に応じることができる者と して市が適当と認めるもの(家庭的保育事 業者が第22条に規定する家庭的保育事業 を行う場所 (第23条第2項に規定する家 庭的保育者の居宅に限る。 附則第3項にお いて同じ。) において家庭的保育事業を行 う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、<u>第</u>6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附則

(食事の提供に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者 (次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号 (調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含

 $(1) \sim (3)$

略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者 にあっては、連携施設の確保に当たって、<u>第</u> 6条第1号及び第2号に係る連携協力を求め ることを要しない。

附則

(食事の提供に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係

む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)が第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)がでまる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家 庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保 育事業を行う場所において実施されるものに 限る。) の認可を得た施設等については、施 行日から起算して10年を経過する日までの 間は、第15条、第22条第5号(調理設備 に係る部分に限る。)及び第23条第1項本 文 (調理員に係る部分に限る。) の規定は、 適用しないことができる。この場合において、 当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を 家庭的保育事業所等内で調理する方法(第1 0条の規定により、当該家庭的保育事業所等 の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会 福祉施設等の調理施設において調理する方法 を含む。) により行うために必要な体制を確 保するよう努めなければならない。

<u>4</u> 略

5 略

6 略

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所 内保育事業所の職員配置に係る特例)

<u>7</u> 略

<u>8</u> 略

9 <u>附則第7項</u>の事情に鑑み、当分の間、1日 につき8時間を超えて開所する小規模保育事 業所A型又は保育所型事業所内保育事業所 改正前

る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

- <u>3</u> 略
- 4 略
- 5 略

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所 内保育事業所の職員配置に係る特例)

<u>6</u> 略

<u>7</u> 略

8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日 につき8時間を超えて開所する小規模保育事 業所A型又は保育所型事業所内保育事業所

改正前

(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 略

9 略